

# 平成30年10月10日農業委員会議事録

1 開会日時及び場所 平成30年10月10日 午後3時00分  
第一委員会室

2 閉会日時 平成30年10月10日 午後4時50分

3 委員氏名

(1)出席者

西 茂太郎	中野 喬輔	澁田 正明	渡 孝志
矢野 博昭	安武 泰正	篠崎 正信	安武 昇
宮本 重和	青谷 富彦	木村 一壽	長崎 隆児
原 月江	高原多恵子	阿部 茂典	渋谷 健一
渡 健一郎	安武 正一	青柳 茂	井上 英二

(2)欠席者(なし)

4 議事に参与した者

事務局長	牟田口政和
係長	藤本耕次郎
係	三原 昌代
農政係	小嶋 勉
農政係	松永健太郎

5 会議に付した事項

第1号議案 農地法第3条の規定による許可申請について

第2号議案 市街化調整区域および都市計画区域外における農地法第5条の規定による許可申請について

第3号議案 農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画(案)の決定について

第4号議案 非農地証明願について

第5号議案 古賀市農業委員会農地等の利用の最適化に関する指針(案)の決定について

---

午後3時00分開会

○事務局長 ( ) 皆さん、こんにちは。現地確認、大変お疲れさまでございました。

平成30年10月期定例農業委員会を始めさせていただくに当たり、本日の出席委員の確認をさせていただきたいと思えます。

本日の出席委員は20名で全員でございます。農業委員会等に関する法律第27条第3項の規定により、過半数の要件を満たしておりますことから、本会議は成立していることをまずは御報告申し上げます。

続きまして、議長の指名でございます。古賀市農業委員会会議規則第6条の規定により、会長が議長を務めていただくこととなりますので、以降、議事進行につきましては、会長よろしくお願いいたします。

○議長 ( ) 君) こんにちは。現地視察、どうもお疲れさまでございました。

秋の農繁期の約半分済んだような状況でございます。ただ、大変今年は非常に8月、9月の猛暑より酷暑という感じで過ごしてこられましたこと、皆さん大変だったと思えます。まだ10月、9月に入ってから大型台風が1週間のうち2回も来ると異常な気象になったことがあったんですけど、幸いにして古賀地区では大きな災害もなく無事に済んだような状況でございます。これは皆さん方のふだんの賜物じゃなかろうかと思っています。これから大変農繁期、稲刈りがまだありますけど、忙しいと思えますが、古賀市農業委員会が発展しますように御協力お願いいたします。

では、ただいまから10月期の農業委員会始めさせていただきます。

○議長 ( ) 君) 10月期の議事録署名人は安武泰正委員と篠崎委員さん、お願いいたします。

○議長 ( ) 君) では、第1号議案農地法第3条の規定による許可申請について、番号12から、事務局、お願いいたします。事務局。

[議案朗読]

○係 ( ) まず、第1号議案の番号12の朗読に入ります前に、今回、第1号議案の番号12及び番号13は、それぞれ申請者が同一で所有者がお父様とお母様に分かっているような内容でございますので、第1号議案につきましては、番号12及び13につきましては一括で御説明をさせていただきまして、採決を12、13それぞれにお願いしたいと思っておりますが、よろしゅうございますでしょうか。

○議長 ( ) 君) はい、結構です。

○係 ( ) ありがとうございます。

〔議案朗読〕

○係（ 君） それでは、第1号議案農地法第3条、許可申請、番号12及び13について御説明いたします。

議案書の1ページをごらんください。

今回の内容は、申請人が申請地を贈与によって所有権を移転し、農地として使用していくという内容でございます。

それでは、まず申請人の御説明をさせていただきます。

申請人は、 さん、年齢49歳、古賀市内で農業をされていらっしゃる方でございます。農業従事年数は、約20年ほどと伺っております。

現在の農業経営状況は、水稻を作付されていらっしゃいます。

所有の農機具等でございますが、コンバイン、田植え機、動噴をそれぞれ1台、トラクター及び乾燥機をそれぞれ2台、草刈り機を3台お持ちでいらっしゃいます。

続きまして、位置図の御説明をさせていただきます。議案書の4ページをごらんください。

今回の申請地でございますが、まず第1号議案の番号12につきましては、新原公民館の東側に位置します斜線部1筆、そして番号13がこの隣の筆となりますが、 番 のほうでございます。こちら、12番と13番の申請地となっておりますところでございます。

続きまして、今後の申請地に対する営農計画を御説明させていただきます。

今後の申請地に対する計画といたしましては、現在、田として水稻を作付されていらっしゃいますが、今後も同様に水稻を作付していきたいとのことでございます。

最後に、下限面積の御説明をさせていただきます。

まず、番号12でございますが、申請人の現在の耕作面積は4,880m<sup>2</sup>で、申請地の2,000m<sup>2</sup>を合わせますと6,880m<sup>2</sup>となり、50a要件を満たしております。

また、番号13につきましても、現在の耕作面積4,880m<sup>2</sup>で、今回の申請地2,250m<sup>2</sup>を合わせますと7,130m<sup>2</sup>となりますことから、50a要件を満たしております。

あわせまして、区域委員さんの署名捺印をいただいていることから、事務局で受理しております。

説明は、以上でございます。御審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（ 君） ありがとうございます。

ただいま事務局の説明終わりました。何かありましたら、 委員、どうぞ。

○委員（20番 君） 地図上の の と の というのは、1ページの面積では2,000m<sup>2</sup>と2,250m<sup>2</sup>になっただけなんですけども、地図上を見ると の のほうが 番よりも相当広いような感じがするんですけども、この面積図では12番のほうが狭くて

13番のほうが広いというようになってはいますが、これちょっと線の間違いですか。

○議長（          君） 事務局。

○係（          ） ただいまの御質問にお答えいたします。

字図上は、この市内で地籍調査というのが終わっておりませんので、よくある話でございますけれども、字図、あくまでこちらの議案には字図上で書いてある線を引いておるところでございます。よって、今委員おっしゃいますように、確かに12番のほうが大きうございますが、字図上は12番のほうが、議案番号12番のほうが大きくなっているということでございます。

以上でございます。

○議長（          君） ありがとうございます。

今の話でようございましたでしょうか。（「はい」と呼ぶ者あり）

ほかに何かないですか。

この案件、12番は贈与ということですけど、問題はないと思いますが、採決とらせてもらってようございますでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（          君） では、第1号議案、番号12に対して賛成されます方は、特に農業委員さん、挙手をお願いいたします。

〔賛成者挙手13/13名〕

○議長（          君） 全員賛成。ありがとうございます。

続きまして、番号13ですけど、これも同じような案件でございますので、基本的に贈与ということでございますので、何か問題ありましたら、意見をお願いします。なければ採決とらせてもらってようございますでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（          君） これも先ほど申しましたように贈与ということですから、同じ人に対しての贈与でございますので問題ないと思います。

では、第1号議案番号13に対して賛成されます方は、挙手をお願いいたします。特に農業委員さん、お願いします。

〔賛成者挙手13/13名〕

○議長（          君） 全員賛成。ありがとうございます。

同じく、続きまして、第1号議案、番号14、事務局、説明をお願いいたします。

〔議案朗読〕

○係（          ） それでは、第1号議案農地法第3条の許可申請、番号14について御説明させていただきます。

今回の申請は、申請人が申請地を贈与によって所有権を移転し、農地として使用していくという内容でございます。

まずは申請人の御説明をさせていただきます。

申請人は、■■■■さん、年齢36歳、古賀市内で農業をされていらっしゃる方でございます。農業従事年数は、約9年ほどと伺っております。

現在の農業経営状況は、水稻、かんきつ、野菜を作付されていらっしゃいます。

続きまして、位置図の御説明をいたします。議案書の5ページをごらんください。

今回の申請地は、今在家公民館の南西に位置します斜線部1筆でございます。

続きまして、今後の申請地に対する営農計画を御説明させていただきます。

今後の申請地に対する計画といたしましては、現在、田として水稻を作付していらっしゃいますが、今後も同様に水稻を作付していきたいとのごことでございます。

最後に、下限面積の御説明をさせていただきます。

申請人の現在の耕作面積は1万6,323.73m<sup>2</sup>で、今回の申請は同一世帯内での申請であることから、耕作面積に変更はございません。よって、耕作面積は同様に1万6,323.73m<sup>2</sup>となり、50a要件を満たしております。

あわせて、区域委員さんの署名捺印をいただいていることから、事務局で受理しております。

説明は、以上でございます。御審議のほどよろしく願いいたします。

○議長（■■■■君） ありがとうございます。

ただいま事務局の説明が終わりましたけど、何かありましたら。

なければ採決とらせてもらってようございますでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（■■■■君） これも第1号議案の番号14も同様ということでしたので、親子間の贈与でございますので問題ないと思います。

では、第1号議案番号14に対して賛成されます農業委員さん、挙手をお願いいたします。

〔賛成者挙手13/13〕

○議長（■■■■君） 全員賛成。ありがとうございます。

続きまして、第1号議案、番号15から、事務局、説明をお願いいたします。

○係（■■■■） 第1号議案の番号15の朗読に入ります前に、今回、番号15の申請に関しまして、利害関係者が含まれますので、議案朗読後、一時退席をお願いいたします。■■■■委員1名でございます。

○議長（西 茂太郎君） 事務局。

○係 ( ) 15及び16がそのまま 委員が利害関係者になりますので、番号15番の朗読後の退席をお願いしたいと思います。

[議案朗読]

○係 ( ) それでは、 委員、一時退席をお願いいたします。

[ 委員 退席]

○係 ( ) それでは、第1号議案農地法第3条の許可申請、番号15について御説明いたします。

番号15につきましては、議案書の2ページから3ページにかけてとなっております。

今回の内容は、申請人が申請地を贈与によって所有権を移転し、農地として使用していくという内容でございます。

それでは、申請人の御説明をさせていただきます。

申請人は、年齢42歳、古賀市内で農業をされていらっしゃる方でございます。

農業従事年数は、約17年ほどと伺っております。

現在の農業経営状況は、野菜及び施設園芸、花卉の作付をされていらっしゃいます。

所有の農機具等でございますが、トラクター、培土混合機を各1台、施設ハウスを所有していらっしゃいます。

続きまして、位置図の御説明をさせていただきます。まず議案書の6ページをごらんください。

こちらが番号15の字 1の1筆でございますが、県道筑紫野古賀線、新原南口交差点の東側に位置します斜線部1筆となっております。

続きまして、7ページをごらんください。

こちらが番号15の字 3の3筆でございますが、古賀市立古賀東中学校の南西に位置します斜線部3筆となっております。

続きまして、8ページをごらんください。

こちらが新原字 4の4筆となっておりますが、県道筑紫野古賀線、新原南口交差点の北東に位置します斜線部及び黒い太線の部分となっております。

続きまして、9ページをごらんください。

こちらが字 5の5筆となっておりますが、県道町川原赤間線、古賀浄水場前交差点の南西に位置します斜線部5筆となっております。

続きまして、今後の申請地に対する営農計画を御説明させていただきます。

今後の申請地に対する計画といたしましては、現在、 1の1筆については、田として水稻を作付されていらっしゃいますが、今後は畑として野菜を作付していきたいとのごことでございます。残りの13筆につきましては、全て施設園芸をされていらっしゃいますが、今後も同様に施設園

芸をしていきたいとのことでございます。

最後に、下限面積の御説明をさせていただきます。

申請人の現在の耕作面積は2,338m<sup>2</sup>で、今回、同居でございますが、世帯を分離させておりますことから、別世帯での申請となっており、今回の申請地1万7,306m<sup>2</sup>を合わせますと1万9,644m<sup>2</sup>となり、50a要件を満たしております。

なお、今回の申請は、譲渡人が区域委員本人であり、利害関係者であることから、同一区域の委員でございます。委員の署名捺印をいただいていることから、事務局で受理しております。

説明は、以上でございます。御審議のほどよろしく願います。

○議長（ 君） ありがとうございます。

ただいま事務局の説明が終わりましたけど、何か御質問がありましたら。これも贈与ですから、問題ないと思います。

では、採決とらせてもらってようございますでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（ 君） では、第1号議案番号15に対して賛成されます方は、特に農業委員さん、挙手をお願いいたします。

〔賛成者挙手12/12名〕

○議長（ 君） 全員賛成です。ありがとうございます。

続きまして、同じく第1号議案、番号16、事務局、説明願います。

〔議案朗読〕

○係（ ） それでは、第1号議案農地法第3条の許可申請、番号16について御説明をさせていただきます。

今回の内容は、申請人が申請地を贈与によって所有権を移転し、農地として使用していくという内容でございます。

まずは申請人の御説明をさせていただきます。

申請人の年齢は39歳、古賀市内で農業をされていらっしゃる方でございます。

農業従事年数は、約14年ほど伺っております。

現在の農業経営状況は、野菜及び施設園芸にて花卉を作付されていらっしゃいます。

所有の農機具等でございますが、トラクターを1台所有していらっしゃいます。

続きまして、位置図の御説明をさせていただきます。議案書の10ページをごらんください。

今回の申請地、まず の2筆につきましては、県道筑紫野古賀線、新原南口交差点の東側に位置します斜線部2筆となっております。

続きまして、11ページをごらんください。

こちらが、[ ]の1筆でございますが、こちらにつきましては新原公民館の北東に位置します斜線部1筆となっております。

続きまして、12ページをごらんください。

こちらが、[ ]の残りの2筆でございますが、主要県道筑紫野古賀線、北部プラザ前交差点の北西に位置します斜線部2筆となっております。

続きまして、今後の申請地に対する営農計画を御説明させていただきます。

今後の申請地に対する計画といたしましては、まず[ ]の2筆につきましては、現在、田として水稻を作付されていますが、今後は野菜を作付していきたいとのご意でございます。

続きまして、[ ]の3筆につきましては、現在、畑として野菜、花卉を作付されていますが、今後も同様の作付をしていきたいとのご意でございます。

最後に、下限面積の御説明をさせていただきます。

申請人の現在の耕作面積は2万4,365.28m<sup>2</sup>で、今回は同一世帯内での権利移動となりますので、耕作面積の増減がありません。よって、耕作面積は同様に2万4,365.28m<sup>2</sup>で、50a要件を満たしております。

なお、今回は譲渡人が区域委員本人であり、利害関係者であることから、同一区域の区域委員であります[ ]委員の署名捺印をいただいていることから、事務局で受理しております。

説明は、以上でございます。御審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（[ ]君） ありがとうございます。

ただいま事務局の説明終わりましたけど、何かありましたら。この案件も同一人物の贈与ということで問題ないと思っておりますが、採決とらせてもらってよろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（[ ]君） では、第1号議案、番号16に対して賛成されます方は、農業委員さん、挙手をお願いいたします。

〔賛成者挙手12/12名〕

○議長（[ ]君） 全員賛成。ありがとうございます。

〔[ ]委員 着席〕

○議長（[ ]君） 続きまして第2号議案。

では審議に入らせてもらいます。第2号議案市街化調整区域および都市計画区域外における農地法第5条の規定による許可申請について、番号11、事務局説明、お願いいたします。

〔議案朗読〕

○係（[ ]） それでは、第2号議案農地法第5条の許可申請、番号11について御説明

させていただきます。

今回の申請は、申請人が農地法第5条の申請で売買を行い、資材置場の増設をするという内容でございます。

申請人等につきましては、先ほど、朗読で読み上げられたとおりでございます。

なお、今回の申請でございますが、面積及び転用物面積を2段書きとしておりまして、公簿面積及び実測面積を載せておるところでございますが、こちらにつきましては、農地法第56条、こちらに土地の面積というものがございまして、土地の面積は農地法の農地の転用に当たっては登記簿の地籍によって行うものでございますが、「登記簿の地籍が著しく事実と相違する場合及び登記簿の地籍がない場合は実測に基づき農業委員会が認定したところによる」と記載されておりますことから、こちらを2段書きにさせていただいております。

なお、著しく相違がある場合の「著しい」の基準でございますが、おおむね1割を超えるものにつきましては、公簿と実測を2段書きをさせていただいているところでございます。

それでは、位置図の御説明をいたします。議案書の14ページをごらんください。

今回の申請地は、現地でも御確認のとおり、大根川にかかります熊鶴橋の南側に位置します斜線部1筆でございます。

次に、農地区分の御説明をいたします。

申請地の西側、東側、北側につきましては、他地目による分断、南側には一部農地の広がりがございますが、河川による分断があり、10ha未満の広がりであることから、第2種農地であると事務局では判断しております。

次に、計画図の御説明をいたします。議案書の15ページをごらんください。

こちらには、今回の資材置場に関する計画が下の計画図のほうで示されておるところでございます。

まず、乗入口に関しましては、現況の北側乗入口1カ所からとなっており、今回は資材置場を増設するため、南側の既設フェンスを撤去し、新しく申請地の境界、南側についてフェンスを設置する計画となっております。

また、南側の新設フェンス沿いにU字溝を新設し、また塩ビ管を2本新設する計画となっております。

それでは、雨水及び雑排水関係について御説明をさせていただきます。

まず、雨水につきましては、水勾配を設け、新設の南側U字溝から新設の塩ビ管を通じまして2系統に分かれております。一部は北側集水枳及び北側の道路側溝へ排出する計画となっております。

また、一部、こちらは西側のほうでございますが、こちらにつきましては、同様に南側のU字

溝から新設の塩ビ管を通じ、既設の集水桝から大根川へ排出する計画となっております。

次に、汚水及び雑排水関係について、御説明をさせていただきます。

汚水及び雑排水関係については、資材置場のため、原則発生いたしません。

次に、切土及び盛土について御説明をさせていただきます。議案書の16ページをごらんください。

今回、16ページにはA-A'断面及びB-B'断面を示しておるところでございますが、先ほど申し上げましたとおり、水勾配を設けますことから、A-A'断面において最大90cm、B-B'断面において最大80cmの盛土をする計画となっております。

なお、今回、切土については発生いたしません。

最後に地元水利関係承諾書について御説明させていただきます。

今回は、条件付承諾ということで、1点の条件が付されております。

1、現資材置場の玉石積みを安全確保・是正措置を行うこと、以上1点の条件を付し、平成30年8月23日付の承諾書の提出がっております。

あわせて、区域委員の署名捺印をいただいていることから、事務局で受理しております。

説明は、以上でございます。御審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（ 君） ありがとうございます。

ただいま事務局の説明終わりましたけど、何かありましたら、 委員、どうぞ。

○委員（3番 君） 済みません、区域委員の です。

この件につきまして、8月22日に筵内の開発委員会の規定により、開発委員会を開きまして審議した結果、筵内の開発の規約によって開発ということで署名捺印しましたので、皆様方の審議、よろしくお願いいたします。

以上です。

○議長（ 君） ありがとうございます。

ほかに何かありましたら、どうぞ。

○委員（8番 君） これ、筵内区内の持ち分ですか。

持ち主は になっていますが。

○議長（ 君） 事務局。

○係（ ） ただいまの委員の御質問にお答えいたします。

今回の申請地につきましては、地番がこちらに記載しておりますとおり、 となっております。所有者は、今委員おっしゃいましたとおり、他地区の方になります。

以上でございます。

○委員（8番 君） それで、この里道というのがありますが、里道の反対側といっ

たら■■■■の区の持ち分になるわけですか。

○議長（■■■■君） ■■■委員、どうぞ。

○委員（3番 ■■■君） 済みません、14ページ見てもろうたらわかると思いますが、県道から道の真ん中に点線がずっと、これが筵内と米多比の境になります。それできょう説明を受けた場所、あれは里道で■■■さんのところまで行っています。■■■さんのところまで里道で■■■番地の横を通ってずっと里道になった。このあたりは全部筵内になるとですよ。

○委員（8番 ■■■君） それは、里道といいますとかなり狭くてトラックとかがやっと通るような幅なんですけど、そこにブロックを今度つかれるということですけど、ますますこう今まで狭い上にブロックをいっぱいつかれると、なかなか今までどおりの農作業に行くのが大変ではないかなと思うわけですが、その件はどのようにお考えですか。

○議長（■■■■君） 事務局、できますか。事務局。

○係（■■■■） ただいまの御質問にお答えいたします。

今、里道の御質問がございましたけれども、里道につきまして農作業がしづらいのではないかとということでございますが、こちらについても、農業への影響という中で水利承諾を行っておるところでございますけれども、境界がございますので、事務局としてこうしなければならないというものはございませんが、そのあたりについては、地元の承諾の中でやられたものであると理解して、申請を受け付けておるところでございます。

以上でございます。

○議長（■■■■君） ようございますか。

○委員（8番 ■■■君） はい。地元が了解してあれば結構です。

○議長（■■■■君） ほかに何かないですか。■■■委員。

○委員（19番 ■■■君） この排水路の関係ですけども、県道のほうの道路側溝にこう一部排出されるということなんですけど、これ県のほうが、許可申請を出されるということであると思うんですけど、県が許可するかどうかちょっと確認したいと思います。

○議長（■■■■君） 事務局。

○係（■■■■） ただいまの御質問にお答えいたします。

県道路の道路側溝への排出でございますが、現在、既設の敷地のほうがこちらの県道側溝へ向けてこの既設の集水枡がございまして、こちらを利用して排出しておりますので、今回、県と協議をされておりました同意をとれているということで、今までどおりの流れが変わりませんので、同意がとれているということで協議簿のほうの提出がっております。

以上でございます。（「ありがとうございます」と呼ぶ者あり）

○議長（■■■■君） ほかに何かないですか。

なければ、採決とらせてもらってようございますでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（          君） では、第2号議案番号11に対して賛成されます方は、特に農業委員さん、挙手願います。

〔賛成者挙手13/13名〕

○議長（          君） 全員賛成。ありがとうございます。

○議長（          君） 続きまして、第3号議案農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画（案）の決定について、事務局、説明お願いいたします。

○農政係（          ） 議案の朗読に入ります前に、今回、第3号議案において、          委員と          委員が関係されますことから、この後の議案朗読後に一時退席をお願いいたします。それでは、朗読に入ります。

〔議案朗読〕

○農政係（          ） それでは、一時退席をお願いいたします。

〔          委員、          委員 退席〕

○農政係（          ） それでは、第3号議案について御説明いたします。

農業経営基盤強化促進法第18条第1項により、市町村は、農業委員会の決定を経て農用地利用集積計画を定めなければならないとなっておりますことから、今回、議案上程いたしました。

18ページをごらんください。左上に、平成30年度第7号と書かれております。

今回、新規で3件、利用権設定の申し出と、中間管理事業農地売買事業が1件っております。

それでは、まず利用権設定の新規申し出について御説明いたします。19ページをお願いいたします。

整理番号28、貸し手、          、福岡市在住、借り手、          、古賀市青柳に在住。利用権設定をする土地は、川原の字瓦田の田んぼ1筆、2,116m<sup>2</sup>です。平成30年4月1日から平成35年12月末まで、6年間の貸し借りとなっております。借り手の営農状況及び利用権設定の内容については、19ページの記載のとおりとなっております。

続きまして、整理番号29、貸し手、          、古賀市新原在住、借り手、          、古賀市新原在住、利用権設定をする土地は、新原の字高木の田んぼ1筆、2,920m<sup>2</sup>です。平成30年4月1日から平成32年12月末まで、3年間の貸し借りとなっております。借り手の営農状況及び利用権設定の内容については、20ページの記載のとおりとなっております。

続きまして、整理番号30、貸し手、          、古賀市薬王寺在住、借り手、農事組合法人          代表理事          、古賀市薬王寺に事務所がございます。利用権設定をする土地は、

葉王寺の字山ノ内の畑1筆、1,849m<sup>2</sup>です。平成30年10月1日から平成35年12月末まで、6年間の貸し借りとなっております。借り手の営農状況及び利用権設定の内容については、21ページの記載のとおりとなっております。

新規の利用権設定については、全て担当の区域委員及び近隣の区域委員の署名捺印をいただいておりますことから、申請受理しております。

利用権設定の申し出についての説明は以上になります。

○議長（ 君） 事務局。

○係長（ ） 整理番号31です。こちらは農地中間管理事業になります。売り手、公益財団法人 理事長、福岡市中央区に事務所がございます。買い手、 古賀市中央区在住です。売買の対象となります土地につきましては、大字新原、畑2筆、新原字、田1筆の合計4,101m<sup>2</sup>となっております。こちらにつきましては、9月の農業委員会定例会で提案させていただきました農地等売買事業で、 さんの土地を農地中間管理機構が買い受けたものにつきまして、今回、農地中間管理機構が さんのほうに売り渡すというものとなっております。

農地売買等事業の説明につきましては、ページの下のほうに枠組みで説明を載せておりますが、従来、農地の売買につきましては、古賀市農業委員会あっせんの基準としまして、5反要件ございますが、こちら農地売買等事業におきましては、租税特別措置法の施行令第42条の4第1項に規定する云々とありますが、こちらで古賀市の中で基準面積を定めておりまして、その基準面積が1.06ha、これを超えないと農地売買等事業で売り渡すということができないこととなっておりますが、今回、 さんにつきましては、その1.06haを超えておりますので適用とされております。

今回、この事業につきましては、前回の定例会におきまして、農地利用集積計画を上げておりましたが、農地利用集積計画案を採用、農業委員会の意見を聞くとなっておりますことから、提示をしておるところでございます。

説明につきましては以上です。

○議長（ 君） ありがとうございます。

それでは、事務局の説明終わりましたけど、何かありましたら。どうぞ。

○委員（8番 君） 農地中間管理事業を通すというのは、地元の農業委員というのは全然こう知らなかったわけですけど、そういうあれはないんですか。

○議長（ 君） 事務局。

○係長（ ） 農地売買等事業においては、特に農業委員さんの分はありません。従来のあっせんであれば農業委員さんの仲介等ございますけれども、こちらについては御本人さん同

士の話がもとになって、中間管理機構が間に入るものでございます。

○委員（8番 [ ] 君） わかりました。

○議長（ [ ] 君） ようございますか。

事務局、いい。この辺を中管理機構を通した場合、やっぱり税務の保障あるんやろう。あっせん事業では800万までの余裕があったけど、これでもそれは出てくるもんかね。

○係長（ [ ] ） 売り渡すほうにおきましては、譲渡所得が800万の控除がございます。買い手のほうにつきましても、登録免許税の控除といったものがございます。あと不動産取得税の控除と、はい。

○議長（ [ ] 君） わかりました。ほか何かないですか。3号議案については、ほか何かありませんか。

なければ採決とりたいと思いますが、ようございますでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（ [ ] 君） では、第3号議案賛成されます農業委員さんは挙手でお願いいたします。

〔賛成者挙手11/11名〕

○議長（ [ ] 君） 全員賛成。ありがとうございます。

〔 [ ] 委員、 [ ] 委員 着席〕

○議長（ [ ] 君） では再開します。

続きまして、第4号議案非農地証明願について、番号4、事務局説明、お願いいたします。

○係（ [ ] ） それでは、第4号議案の朗読に入ります前に、今回、第4号議案の番号4に利害関係者が含まれますことから、朗読終了後、一時退席をお願いいたします。 [ ] 委員1名でございます。

〔議案朗読〕

○係（ [ ] ） それでは、 [ ] 委員、一時退席をお願いいたします。

〔 [ ] 委員 退席〕

○係（ [ ] ） それでは、第4号議案の番号4について御説明をさせていただきます。

今回の申請は、農地法第2条に定める農地であるか否かを当委員会に決定していただくための議案上程でございます。

申請人及び申請地につきましては、先ほど朗読がありましたとおりでございます。

それでは、今回の申請の非農地証明申請に至る経緯について御説明をさせていただきます。

24ページの位置図をごらんいただきながら御説明させていただきたいと思っております。

まず、今回の申請地には、申請者が所有する居宅がございまして、申請者は、相続により昭和59年に当該地を取得いたしました。隣接地の宅地である■■■■番■■■■と一体利用されておりましたが、今回、申請地の隣接地、■■■■番■■■■の建てかえにより、一部を分筆して売買してほしい旨の依頼があり、その際に当該地が農地であることに気づかれたということでございます。

課税につきましては、相続前から宅地として課税されていたことから、そのまま気づかず現在に至っております。

それでは、位置図の御説明をいたします。そのまま24ページをごらんください。

今回の申請地は、薦野にあります薦野公民館の南西に位置します斜線部1筆となっております。

次に、交付基準について御説明をさせていただきます。議案書の25ページから26ページにかけてでございますので、お開きください。こちら、25ページからの非農地証明適用検討内容一覧表をごらんいただきながら、順に御説明をさせていただきます。

項目の1です。住宅等の敷地として利用され、建築後おおむね20年以上経過とございますが、昭和59年相続された段階では、既に子供のころから住まわれておった居宅であったことから、20年以上経過しており、「適」としております。

2番、住宅等の進入道路その他生活上不可欠な道路敷きとして利用されとございますが、建屋が一部とあと玄関口につながる道が一部つながっておりますので、こちら、また同じように20年以上経過しておることから、「適」としております。

3番につきましては、市街化区域内ではございませんので、「検討外」としております。

4番、農地法第51条の規定による違反転用処分または違反転用の指導を受けておりませんので、「適」としております。

5番につきましては、農業振興地域の整備に関する法律に基づく農用地区域内ではございませんので、「適」としております。

6番、農業生産力の高い農地で土地改良事業の対象農地ではございませんことから、「適」としております。

8番、集団性のある優良農地内ではございませんことから、「適」としております。

9番、自然災害による被災土地ではございませんので、「検討外」としております。

10番、おおむね20年以上耕作放棄され、将来的として農地として使用することが困難であるとございますが、そのまま20年以上耕作をされておらず、農地行政上特に支障がないと認められることから、「適」としております。

11番につきましては、農地法第30条第3項の規定による農業委員会から指導を受けておりませんので、「適」としております。

26ページをごらんください。

12番、他の法令等との調整の見込みがありますことから、「適」としております。

13番、その他、農業委員会が特に必要と認めたものがございませんことから、「検討外」としております。

次に、地元における現地確認書について御説明させていただきます。

今回は、申請者が利害関係者に当たりますことから、平成30年9月13日付で、農区長さん及び近隣区域委員の署名捺印をいただいております。

また、地目変更後の申請地の利用方法といたしましては、地目を宅地に変更した後、一部を分筆し売買したいとのことでございます。

最後に、今回の非農地証明願の提出に当たり、申請者より顛末書が提出されておりますので、読み上げさせていただきます。

[朗読]

○係( ) の内容で、平成30年9月30日付で顛末書の提出がっております。

説明は以上になります。御審議のほどよろしく願いいたします。

○議長( ) 君) ありがとうございます。

ただいま事務局の説明は終わりましたが、何か御質問がありましたら、 ) 委員。

○委員(19番 ) 君) この土地の所有者が直接利害関係人で ) さんが直接の利害関係人でございますので、私のほうから説明をさせていただきます。

先ほど事務局から顛末書が説明されましたとおり、昭和56年に相続を原因として所有権を阿部さんのほうに移転されております。それ以前から居宅あるいは宅地として利用されていたということで、もう既に相当の年数、20年以上の経過をしている土地でございます。

今回、顛末書を説明がありましたとおりでございますので、どうぞよろしく御審議のほどお願いいたします。

○議長( ) 君) ありがとうございます。

ただいま区域委員さんの話は終わりました。何かほかに質問ありましたら。

なければ採決とらせてもらってようございますでしょうか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長( ) 君) では、第4号議案非農地証明願について、番号4に対して賛成されます農業委員さんは挙手をお願いいたします。

[賛成者挙手13/13名]

○議長( ) 君) 全員賛成。ありがとうございます。

[ ) 委員 着席]

○議長（                    君） では再開します。

第5号議案古賀市農業委員会農地等の利用の最適化に関する指針（案）の決定について、事務局、説明をお願いします。

〔議案朗読〕

○係（                    君） それでは、第5号議案について御説明をさせていただきます。

議案書の28ページをごらんください。

まず、こちらの指針に関して少しお話をさせていただきたいと思いますが、農業委員会等に関する法律第7条におきまして、まず新しく農業委員会等に関する法律が改正された後に、農業委員会の業務といたしましては、農地の利用の最適化の推進、こちらを進めていかなければならないと、これが改正法の大きなポイントでございまして、こちらの最適化の推進の事務を行うに当たっては、事前に目標や推進の方法を明らかにするとともに、農地利用の最適化を行う農業委員及び農地利用最適化推進委員の活動が市町村全体で整合性のとれたものにしなければならない。そのため、改正農業委員会法第7条に農地等の利用の最適化に関する目標や推進方法を定めた指針を定めるよう努め、定めたときは遅滞なく公表しなければならないと、こちらが新しく法律に記載されたこととございます。そして、こちらの指針につきましては、担い手の農地の利用集積面積、遊休農地の解消面積、新規参入者数等の農地の利用の最適化の推進に関する数値目標及びその目標の達成に向けた具体的な推進の方法について定めなければならないと、こちらが新しく法律に明記された内容とございます。古賀市農業委員会は、新体制へ移行いたしましたのがことしの8月1日でございますが、こちらの指針については、原則的な考え方が年度で動いておりまして、この指針につきましては、おおむね新委員会発足後1年後までには定めなければならないとございますが、これはあくまで4月改選の委員会を想定した内容とございますことから、古賀市の農業委員会としても年度中に必ずこの指針を定めなければならないということとございます。よってこの指針を定めるために、農業委員会の意見を徴するものでございます。

それでは、28ページの御説明をさせていただきます。

先ほど申し上げましたとおり、3つの大きな柱がございまして、まず1番でございますが、遊休農地の解消についてということで解消面積をこちらに9ha、3年後の解消面積を9haと定めております。こちらにつきましては、3年後、皆さんの任期を終えるまでに今の委員会として解消していく面積の目標とございます。こちらの9haの中には非農地決定通知をして山林化した農地を消すということは含まれておりませんので、農業委員会としては農業を利用できるように再生する農地の面積が9haであるという考え方をもとに算定しておりますところとございます。

また、目標設定の考え方といたしましては、現在、農業委員さん14名、農地利用最適化推進委員さん6名、合わせまして20名の委員さんがいらっしゃいますが、年間1人当たり最低

15aの解消を目標としております。1反5畝でございますけれども、こちらの解消を目標としております。

2番の遊休農地の解消に向けた具体的な取り組みでございますが、1と2に記載しておりますが、まず①でございます。農業委員及び農地利用最適化推進委員が連携を図りながら農地パトロールを実施し、遊休農地の所有者に対する利用状況上調査や相談、指導を行う。

2番、農地利用状況調査実施後、適宜農地パトロールを実施し、利用意向に基づいた農地利用ができているかを確認すると記載しております。

農地の利用状況調査について、簡単に御説明させていただきますと、新しく新規で発見した遊休農地については、必ず利用状況調査というのを農業委員会として行わなければなりません。この利用状況調査は、今後どうするのかというお話でございます。今後自作をしていくのか、はたまたほかの人に貸していきたいのか、売りたいのか、そういった利用状況を調査する必要があるがございます。そして、この利用状況調査は、農業委員会の必須業務でございますことから、①と②の具体的な取り組みを記載させていただいております。

次に、2ぽつでございます。担い手への3年後の農地利用集積についてでございます。

(1) 担い手への農地利用集積目標156haと記載しておりますが、まず農業委員会法における担い手の定義を御説明させていただきます。

農業委員会法における「担い手」につきましては、大きく分けて古賀市の場合は2つとさせていただければ結構かと思っております。法律における担い手については、認定農業者、新規認定就農者、それと古賀市の基本構想の水準到達者とございますが、こちらの水準到達者に含まれるであろうと考えられる方が認定農業者しかいらっしやらないと考えられることから、古賀市では大きく分けて、認定農業者または新規認定就農者、この方を担い手と考えていただければよろしいかと思っております。この大きく分けて2つを担い手の方への農地の利用集積面積というのを、農業委員会としてこの指針を定めなければならないということでございますが、こちらの集積目標156haと記載しております。

この目標数値の考え方でございますが、管内の耕地面積、耕されている耕地面積でございますが、508haに対し、これまでの集積面積が141.7haでございます。集積率が27.9%となっております。今後の新規集積面積を年間5haとし、3年後の全体の目標面積を15ha足した156ha、そして集積率を30.7%としております。

2番の具体的な取り組み方法でございますが、農業委員と農地利用最適化推進委員の連携を強化し、農地中間管理機構の活用を軸とした担い手への農地の集積を推進すると記載しております。

29ページをごらんください。

3ぽつでございます。今後3年間の新規参入の促進についてでございます。

まず、こちらの文言の定義の「新規参入」でございますが、こちらは新たに異業種から農業へ転職される方が「新規参入」でございます。よって、農家子弟の方がそのまま農家を継ぐ方につきましては、新規就農ではありますが、新規参入には含まれないということでございます。

よって、(1)でございます、新規参入の促進については、3経営体を目標としております。こちらの目標設定の考え方といたしましては、過去3年間の新規参入者の実績から算出し、設定しておるところでございます。

(2)でございます。具体的な取り組み方法です。

①、農業委員と農地利用最適化推進委員が連携を強化し、新規参入者及び新規就農者に対し農業経営における指導助言を行うとともに各種相談を受ける。また、農地中間管理機構を活用した新規参入者及び新規就農者への農地の集積を推進すると記載しております。

こちらの(2)番には、新規参入者だけでなく、新規就農者、農家指定の新規就農者についてもこのような形での農地の集積を推進するというふうな取り組み方法を記載させていただいております。

4番のその他につきましては、法律が変わったり、またはこの農地等の利用の最適化の推進の状況、社会情勢の変更があった場合には、必要に応じて目標数値の見直しを行うことを記載しております。

以上、28ページから29ページにかけてでございますが、こちら、農業委員会農地等の利用の最適化に関する指針案をお示ししております。こちらの指針案についての御審議のほどをよろしくお願いいたします。

○議長( 君) ありがとうございます。

ただいま事務局の説明終わりましたけども、何かありましたら、かなり難しいと思いますが、どうぞ。

○委員(4番 君) この指針案の頭書きが27ページにありますけど、この指針案そのものには策定の月日時期というのは入らないんですか。

○議長( 君) 事務局。

○係( ) ただいまの御質問にお答えいたします。

こちら、最終的に公表する際には、何月何日に指針を作成した、公表しますということで日付が入ってくるところでございます。

以上でございます。

○委員(4番 君) それは公表日として入ってくる、これにはこの文章には指針案には入らない。例えば4のその他の後に策定期日とか何か制定期日とか、そういうのはないわけですか。

○議長（ 君） 事務局。

○係（ ） ただいまの御質問にお答えいたします。

今おっしゃった29ページのその他の後の策定日につきましては、策定しなければならないというものもございませんし、目安というのは特段ございません。公表日に関しては、告示をする際の期日を入れることとなっておりますが、今おっしゃった内容の策定した日につきましては、入れなければならないというものは明示されていないということでございます。

以上でございます。

○議長（ 君） どうぞ。

○委員（4番 君） こだわるわけやないんですけど、27ページのその決定についての文章なり、公表する場合はこういうのがつくんだろうと思いますけれど、普通見る場合はこの指針しか見ませんよね。いつ策定されたものであるかがわかったほうが、何かこう親切というか、いつのものかというのがこうわかると思うんで、27ページのこの別添についてのやつは普通指針を見る場合にはほとんど目にしないというか、そういうことだろうと思うんで、指針案に入ってたほうが何かいいかなという気がします。

○議長（ 君） 事務局。

○事務局長（ ） 本議案上程につきましては、農業委員会の皆様方からのいろんな意見をお伺いするための議案上程でございます。

ただいまの渡委員から貴重な御意見をいただきまして、意見を皆さん方からいただいて修正の余地は十分にございますので、4番のその他にも記載しておりますとおり、いろんな状況の変化に応じて目標を変えていくということを考えますと、時点的にどう変更がされたのかというのがわかれば、なお我々も見やすいというふうにも思いますし、これはこれから3年間の皆さん方の目標を示しているところでございますので、次の委員会を編成するときには十分参考にもなっているかというふうに思っておりますので、そういった何年何月何日策定というところを明記するというところで進めていきたいというふうに考えておるところでございます。

以上です。

○議長（ 君） 結構ですか。ほかに何かないですか。ただ、この目標はかなり厳しいと思いますな。ただ、皆さん、全国農業新聞とってあると思いますが、その中にやっぱり農業委員で遊休農地の改良というのはむちゃくちゃ多いんです、よそは。古賀は少ないほうです、はっきり言って。そういうのはやっぱり考えてもらわないかんちゃんなかろうかと思いますね。前回にあったエミューの問題だって、あれはもともと古賀でして負担して解消した農地がまたもとに戻ったという状況になっていますもんですから、そういうところを起こさないようにしとかんと、この意味が消えると思うんですね。事務局。

○事務局長（██████████） 会長からの御指摘、そのとおりだというふうに思っております。非常に皆さん方もこれを議案配付のときから見ていただいて、非常に厳しいなというところも事務局としても理解をした上で作成をしております。当然、市の予算とも非常に関係がしてくるところでございますし、目標を掲げた以上はやはり達成に向けた委員会での議論、あるいは実践、実行に移していく必要もあります。これが最適化交付金にもはね返ってくるというところもございますので、十分に、ここには農業委員と農地利用最適化推進委員との連携に加えまして、行政、市との連携も十分しながら、例えば予算計上、今ちょうど来年度の予算の編成の時期に突入をしていくわけでございますので、そういった連携を深めながら目標達成に向けて努力していく必要があるかというふうには考えているところでございます。

以上です。

○議長（██████████君） これ、もし、指針を決める場合、全員の総会みたいなのも話し合いにかもしれんけど、今の農地研究会、もしくは利用研究会、どちらかでこうある程度試案をつくってもらえば、みんなで話し合いが簡単に進むんじゃないかなと思うんですが、いかがですか。

事務局。

○係（██████████） ただいまの御質問でございますが、この指針を定めた後の具体的な実施の流れという意味での理解でよろしいでしょうか。それともこの指針を定めるに当たって、先に研究会にかけてという意味合いで。

○議長（██████████君） 両方してほしいんじゃないかな。

○事務局長（██████████） この指針を作成する過程において、それぞれの研究会で持ち帰ってというところのそういった過程にはまずはなっていないということはまず御理解をいただきたいというふうに思っております。その上で、きょう皆さん方からこういった目標で進めていこうじゃないかといったところからのスタートで、あとは例えば研究会のほうで十分に研究をしていただいた上で全員協議会の場で取り組み状況を発表していただくとか、全体でこういうふうに動いていくんですよとかいうふうな議論が深まっていくことをイメージとして持っていただけであればいいかと思いません。

○議長（██████████君） わかりました。ほかに何かないですか。

○委員（19番 ██████████君） これは、いわゆる耕作放棄地、遊休農地というのは、耕作しづらい農地だろうと思うんですね、大部分が。そのために遊休化していたところだろうと思うんで、ただ、これを耕作しろと言うのもちょっと厳しい面がある。なぜかというとな經營的に成り立たないかというところもあると思うんですね。よその自治体の事例を見ると、結構、耕作放棄地をなくすための予算化をやっているところ、結構あるんですね。要するに農業土木費あたりを予算化しながら、例えば水路が水が入りづらいとかいうんであればその辺を解消すると

かですね。少しの手入れをすれば十分に耕作放棄地が解消できるというような点が見受けられますので、ぜひ予算化のほうを獲得をお願いしたいというように思います。

○議長（ 君） 事務局。

○事務局長（ ） ちょっとタイムリーといいますか、来年度に向けての、ここは農業委員会でございますが、農林振興課の組織といいますか、農林振興係と農業委員会を所管します農政係とあと農林土木係と3つの係があるわけでございますが、今、来年度の予算編成に向けて係ごとの事業ヒアリングを行うという話も伺っております。そういった中で互いが所管する係の事業だけをしておいてもなかなか、成果は確かにあらわれる話なんですけども、お互い連携をしたところに着地をしないと、やっぱりなかなか、先ほど 委員がおっしゃるような形で、もう本質的なところが解消はできないというところもございますので、そこは十分、市の農林振興課のほうにはそういった農業委員会のこういった指針が本日皆さん方の承認をいただいたことによって互いの連携が必要だ、予算化も含めて、というところは十分農業委員会事務局からも申し出をしておきたいというふうに思っております。

以上です。

○議長（ 君） ありがとうございます。

ほかにないですか。

○委員（4番 君） ちょっと確認なんですけれど、遊休農地の定義というか、どこまでがその遊休農地なのか。先般、農地パトロールをしたときに、耕作放棄地の例えば黄色とか赤とか色分けされたのがありましたよね。だからその耕作放棄地そのものをこの遊休農地が指すのか。農家の年をとられて作付ができなくなったんで、空かしてある農地、本当の遊休農地だと思うんですけど、そこまで含んだものなのか、その辺がちょっとこれ見ながら十分理解できていないんで教えていただければと思います。

○議長（ 君） 事務局。

○係（ ） ただいま御質問のありました遊休農地の定義でございますが、皆さん、8月から9月にかけて農地パトロールをしていただいた中でのA区分とB区分というのがあったのを覚えていらっしゃるかと思います。まず、こちらのA区分とB区分については遊休農地であるということを御理解いただいた上で、例えば今委員おっしゃったような、感覚的にいうと、保全管理はしているけれども耕していないところについては、遊休農地という定義には含まれないです。遊休農地という定義には含まれませんので、基本的に皆さん農地パトロールで見ていただいたA区分、B区分の農地を実際に農業ができるようにするんだというのが遊休農地の解消だというふうに御理解いただければと思います。

以上でございます。

○議長（ 君） ようございますか。

○委員（4番 君） それじゃ、耕作放棄地予備軍は含まないということですね。

○議長（ 君） 事務局。

○係（ ） この定義で申し上げます遊休農地でいくと、先ほど申し上げましたようにその予備軍である保全管理してあるところは含まれませんが、保全管理、今してある農地についても、遊休農地の解消とは別に利用集積を進めていって農地として利用していくのが本来好ましい姿ではないかというふうな認識をしております。

以上でございます。

○議長（ 君） ようございますか。

○委員（4番 君） もう一回ちょっと。我々ちょっと今法人をつくって営農しているんですけど、現実的に山間部、中山間部が、耕作放棄地まで行きませんが、農地として利用されていない畑、一応田んぼはありますけど、そういうところをあんたつくんしゃんならつくっていいよということで畑状態にしたりということで、例えばブロッコリーだとかスイートコーンだとかは今ずっとつくって、現実には手を入れられんようになった作付をされんようになった田んぼ、畑、1ha以上になると思いますけど、現実、今も耕作をしてこうつくったりしています。結構手がかかるんですね。周辺の伐採であるとか、一番困っているのは鳥獣害ですね。圃場によってウサギからイノシシ、鹿、いろいろ来ますんで、電柵を張るにしても高さの調整から、電柵ももうほとんど全部つくっているんですけども、だからここで言う遊休農地にやはりそういう管理しているのか、放棄されておるのかは別として、そういうところまでこうつくるために さんじゃないんですけど、何らかの営農上の市としての手助けだとか、そういうものがもしできればお願いしたいなと思ってちょっと発言しました。

○議長（ 君） 事務局。

○事務局長（ ） まさにそのとおりだと思うんですね。耕作放棄地の発生の原因は、突き詰めるとやはりいろんなことが複合的に絡み合って耕作放棄地になっているという状況だろうというふうに思っております。先ほど有害鳥獣のこともありました。ただ、農林振興課が話程度の中身をちょっと確認をさせていただきますと、いろんな複合的な要因があって遊休農地化している。一つだけを解消するというのに全力を投じるのではなくて、これをこういった例えば事業をする中で、ではほかのところはきちんと解消ができていくかどうかというその横とのつながりも考えて対策事業を講じていかなければいけないというふうな話をされているということ伺っております。したがって、逆に考えますと、ある一つの課題を解決するとほかにもぶら下がっている課題ももしかしたら解決できる糸口というか、改善に向かっていくのではということの楽観的に言えばそういうふうなことも期待されますので、十分予算計上をしていく上では

そういったところを十分ポイントとして捉えて事業化、予算化をするように、事務局からも市のほうには強く求めていきたいというふうには思っております。

以上です。

○議長（ 君） ありがとうございます。ほかに何かないですか。

○委員（20番 君） 私、 なんですけれども、地権者がかなり複雑に絡まっているという、多分大きな土地とかそういうところやったら権利関係が複雑でないところというのは、結構借り手があるんでしょうけれども、そういう農区費の徴収をするときにも要するに地元に住んでいらっしやらない方、結構、過半数いらっしやるんですよ。多分、宛名不在で戻ってくるとか、その所有者をまず割り出すのがまた結構大変というのと、所有者が遠くにいて探し出すというの、そこまで行って話をしなくちゃいけないというのが結構大変だと思うんですけども、まずその各地域で多分貸し条件が多い農地が多分耕作放棄地になっているんだと思うんですよ。狭い、車が入らない、いろいろな条件で誰も借りてくれない。そこら辺が耕作放棄地になっている。それをもう一遍耕して人に貸し出せるような農地にできるかというのは、結構だからやっぱり大変な労力が必要だと思うんですよ。また市のほうもどういふところを改善してほしいかというのがいろいろ出してもらって、これ所有者この人ですよ、 の人ですよといったら、そこまで行ってそういう話をするのかどうかというのも含めて検討していただきたいなというのは思います。

○議長（ 君） 事務局。

○事務局長（ ） 委員がおっしゃっていること、そのとおりだと思っています。

農業委員会のほうも事務局も、市のほうも過去に経験しております。私も係長時代に耕作放棄地を解消するための国とか県の金を引っ張ってきて、実際にやったという経験があります。たまたまその方が近くにお住まいだったのでよかったというふうなことなんですけれども、字図を見ますと、やっぱり複数に地権者の方がいらっしやって、それぞれに了解をいただかなければならないという労力もございました。ターゲットを絞る際には当時その地元の役員の方に事業の説明に加えて、この方にこのこういった作付をしていただくという具体的な計画まで示して御了解をしていただいたというような経緯がございますので、一つ事業をしていくとなりますと、非常に越えなければならないハードルがあります。ターゲットをどこに絞っていくかというところは、こういった皆さん方がされていらっしやいますその農地パトロールの情報も市のほうに提供をしていただくとともに、各地域、水回りのこともございます。鳥獣被害の対策というのもあります。もちろん大事な、誰が耕作をするのかということもポイントでございますので、そういった複雑に入り組んでいるところを一つずつひもといっていく必要がありますので、地道なというか、大変な作業になりますけれども、そういったところをやはりやっていかなければなかなか解消

にはつながらないと、農業新聞に出されているそれぞれの農業委員会の取り組みは、もう同様にそういった御苦労されている結果を新聞で掲載されているものだというふうに思っておりますので、その部分を先ほどと同じ答弁になって申しわけありませんが、市と連携をしながら十分実効性のある効果が出るようなものをとということで考えていきたいというふうに思っております。

以上です。

○議長（          君） ありがとうございます。ようございますか。ほかに何かないですか。

○委員（18番           君） もう大体皆さん意見言われたと思うとですけども、この項目に出とう新規就農者、これ多分、私たちが結構利用権設定あたりでもう担い手一人一人がもう抱え切らんぐらい今耕作していると思うとですよ。今効果は多分ここ数年見てもらったらわかるけど、新規就農者がかなり積極的に、もちろん事務局、いろいろの分野の人が担い手不足解消で動いた成果かなとは思っているんですけど、今いろいろ言われた水の問題、農道の問題、やっぱりこれは待たないと思うとですよ。だけん、やっぱり今結構地域性のハードな面ばかり意見言いようけど、そこいら辺のせつかく本当8月1日から新農業委員でスタートして、私は含まれていないと思いますけど、若手2名農業委員、認定農業者のほうから出とうんで、その辺こう若い目線でもこういろいろ意見言ってもらって、この本会議でなかなか      君とか      委員とか言うにくいところもあるけど、この会議以外でもいろいろこう、その若い目線というか、こう今の立場上で意見言うてもらって、別サイドでも集約しながら、やっぱり今から農業こう不安やし、農業ってはっきり言って収入も薄いというか厳しい現状あるけど、その辺をソフトな面でいかにこうスムーズに入って、そこをこう我々が経験者がサポートしていくというようなのは、金は要らんと思うとですよ。工夫と知恵と連携、コミュニケーションあたりで何とかカバーできるのと、両方、ハード面とソフト面とこうどういう取り組みができるかというのも同時進行で、この文章には載せられん部分、載せられる部分はもちろん今から集約していかないかんとは思っておりますよ。先ほど農地のこと言いよったけど、私がちょっと      も行きようけど、      の場合はかなり基盤整備はされとうけど、遊休農地というか基盤整備されておるのに何でここ遊休農地やないけどもB判定みたいになっとなっちゃうかって聞いたら、やっぱりその農区なのか、個人間なのか、人間関係なのかで、周りには絶対作らせん、もう作らすぐらいなら俺荒らかすと言うて、やっぱりそういう状況も今のところ古賀はないかなとは思えるけど、やっぱりそういうことまで想定しながらやっぱり将来こう見とかないかんちゃんないかなとは思っておりますよ。実際、私も利用権設定であいつにつくらしとうないけあんなつくっちゃてんないというということもあるけん、やっぱりその辺も各農業委員から各農区とかにこう連携と発信とって、そこいらをこう調整できるもんはやっぱりより一層こうスムーズに解消していかんと、やっぱりそこいらはもう面倒くさ

い、大変って言うたら、多分どんどん遊休農地というかそういう今核家族で本当よそに行つとる人らも多々あるとですよ。やっぱり■■■■市内のほうというか、うち、■■■■の農区もですけど、多分もうそろそろ農業センサスが5年に1回がそろそろ来る、来年ぐらいかな、来るぐらいでもう■■■■の農地でもやっぱり地主さんがアメリカにおんしゃって、国際電話かけてやっぱり確認とらないかんとかっていう現況もやっぱり多分古賀も今から起こってくるっちゃんないかなとは思うけん、やっぱりそこいらまで含めて、せつかくやっぱり今取りまとめというか新規スタートするから、その辺やっぱりこういうことも事例もあるよ、こういうふうにしたがいいよって事務局サイドは各個人の農家にはこう発信していけばより一層こういう形になるっちゃんないかなっていうので御提案をさせていただいているんです。

以上です。

○議長（■■■■君） 事務局。

○事務局長（■■■■） この指針案、「案」が消えることを、我々考えながら議案上程をしているんですけども、実際にそのスタートするということになる、やはりいろんな事業、例えば予算化、こういった取り組みの提案はやはり事務局から皆さん方にさせていただくしかほかないのかなというふうに思っています。ただ、その提案をするという過程において、やはり大事なのは情報でございます。職員の中には農業経験者、実家が農業をされてある、いろいろさまざま職員もおる中でやはり見えていない部分もやはりあると思っています。当然あるだろうというふうなことで、実効性のない、あるいは効果がなかなか得られないものを提案しても、何か、意味がないとまで言いませんけども、果たして農業振興のためになるんだらうかというところは考えるところでございます。したがって、若い農業委員さん、推進委員さん、新しく入っていただいております。もう意見をどんどんいただきたいというふうに思いますし、また経験の長いその他の委員さんからも十分に情報はいただきながら事業化、実効性のあるものにつくり上げていきたいなというふうに思っております。

以上でございます。

○議長（■■■■君） ありがとうございます。先ほど■■■■委員さんと■■■■委員が言われた中において、この1番のガンは相続登記なんですよ。これで分散して農地が分散してしまうもんですから、今の遊休農地、未登記の農地がふえたんですよ。これはもう国の責任やろうと、国っちゃんいかんけど、やはりその辺がやっぱり解消されんことには、まず今の遊休農地、それから耕作放棄地は減らんとするんだよな。これ一番大事じゃなからうかと思えます。

ほかはないようですので、ようございますか。

それでは採決とらせてもらいます。この第5号議案の指針に関して、今後の策定に対しては、事務局がしてもらわにゃいかんと思えます。また研究会にもしてもらわにゃいかんと思えますが、

基本的につくるということで賛成をとりたいと思いますが、ようございますでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

- 議長（ 君） では、5号議案に指針を決定するというので賛成をされます農業委員さん、挙手でお願いいたします。
- 委員（4番 君） この指針を決定する、この案をつくるということ……。〔発言する者あり〕
- 委員（5番 君） ちょっと理解が、この指針案をこのまま指針として賛成なのか、いや指針はつくっているけど、この内容はまだ別に議論をするのかとかいうところと、ちょっと今、解釈に困っているんですけど。
- 委員（8番 君） 今、会長はつくることで……。〔発言する者あり〕内容はまだ。
- 議長（ 君） 内容は研究会とか事務局のほうで継続してもらわないかと思うんですけど、基本的には。
- 委員（19番 君） これを検討することをスタートするというじゃないですか。〔発言する者あり〕本案として決定するわけやないのでしょうか。
- 委員（4番 君） 議案としては決定するんやけんさ、指針を決定するやけん、案を消したいわけやろう、そうでしょう。
- 事務局長（ ） 案を消したいです。
- 委員（4番 君） 決定をしたいわけでしょう。
- 議長（ 君） なら、もう決定する、賛成の方としかとりようがないと思いますよ。
- 委員（18番 君） 数字はやっぱり残しとかんと、目標の数字やら。
- 委員（5番 君） 提案の仕方が難しい。
- 委員（19番 君） 提案の仕方、これ主な理由は、最適化に関する指針を定めるため云々、意見を求めるものであるというふうになつとるから、だから定めるというふうには言い切っていない。
- 議長（ 君） どうぞ。
- 委員（5番 君） 今意見を求めるという話も出ましたけども、実際にその指針は市長のほうですか、農業委員会はあくまでも意見ですよ、いや実効性は農業委員会が持つんです、ここに書いてありますように、農業員会と推進委員が持つということ。私も今悩んだのは、本当に実効性のある指針にならないと指針ではないんじゃないかと。絵に描いた餅だけでは、やはり今、私のほうが広報といいますか、農業委員会だよりを出すときにやはり重要なやっぱりこれはことになるから、やっぱり市民に公表すべきではないかというふういきょうお話もしたんですけども、そういう中でつくることについてはいいんですけども、この内容をそのままというこ

とは今のところちょっと私も理解がまだ行き渡らないというのが実情です。

以上です。

○議長（ 君） ありがとうございます。どうぞ。

○委員（4番 君） これは10月10日付で別紙のとおり提出するようになっているんですけど、どこに提出するんですか。

○議長（ 君） 事務局。

○係（ ） 指針案は農業委員会に提出するというふうに。

○委員（4番 君） 会長が。

○係（ ） はい。同様に議案書を見ていただければと思うんですが、議案の上程は、議案書のトップページを見ていただきますと、農業委員会会長が農業委員会に対して議案を上程するという形でございますので、その意味合いとしては間違っていないという解釈をしております。

○委員（4番 君） だからその提案としては、この案の決定についてを提案しよるわけでしょう。検討を始めることを提案しよるわけじゃないんでしょう。

○議長（ 君） 事務局。

○係（ ） 委員おっしゃるとおりでございます。こちらの、最終的には指針の案をとった形での指針として定めることを議案上程しておるところでございます。

以上です。

○議長（ 君） そしたら、指針案を廃して、決定するというところで賛成か、否かの採決をとりたいと思います。そういう形でいいんですか。（発言する者あり）

ちょっと休憩とします。

午後4時40分休憩

午後4時47分再開

○議長（ 君） では再開します。

事務局。

○事務局長（ ） 第5号議案に対して、確認の意味も含めて再度説明を何点かちょっと申し上げたいというふうに思っております。

さまざま皆さん方から意見をいただきました。まず、この指針案を今提案させていただいておりますが、4ぼつに記載をさせていただいておりますとおり、いろんな状況の変化に応じて、特に目標の変更あるいは内容の変更等も含みを持たせておりますことから、承認をいただけるのであれば、策定日は平成30年10月の10日というふうに記載をする予定で考えております。

また、公表する時期につきましては、公表したその年月日を記載していくということでございます。

また、指針を決定をしていただいた後には、それぞれの研究会あるいは全員協議会においてこの目標達成に向けた具体的な取り組みを皆さん方で議論し、実効性のあるものにしていくために、市のほうへの予算要求を事務局のほうからさせていただくなどして、3年間こういった目標を掲げておりますので、達成に向けてそれぞれの機関と連携をして進めてまいりたいというふうに思っているところでございます。

以上でございます。

○議長（          君） ありがとうございます。ほかないですか。

なければ採決とりたいと思いますが、ようございますでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（          君） では、第5号議案の最適化に関する指針の決定について賛成されます方は、挙手をお願いいたします。

〔賛成者挙手13/13名〕

○議長（          君） 全員賛成。ありがとうございます。

一応きょうはこれで終わります。どうもお疲れさまでした。

午後4時50分閉会

---